

平成 28 年度 第 1 回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時：平成 28 年 11 月 7 日（月）幹部会終了後

場所：特別会議室

- 1 名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について 【資料 1】(P1)

- 2 市職員等による障害者差別に関する相談事例について 【資料 2】(P3)

- 3 各職場における合理的配慮の好事例について 【資料 3】(P5)

- 4 今後の取り組み予定について 【資料 4】(P7)

1 名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について

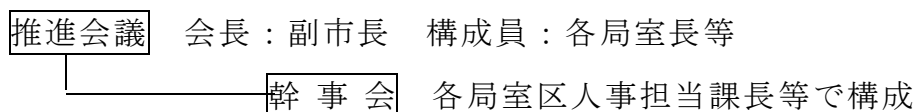
(1) 趣旨

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的とするものです。

(2) 所掌事項

- ア 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること
- イ 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること
- ウ その他障害者差別解消の推進に関すること

(3) 組織体制



【参考：平成 27 年度活動実績】

・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

第 1 回 平成 27 年 6 月 1 日（月）	・障害者差別解消庁内推進会議を中心とした本市の取り組み事項について
第 2 回 平成 28 年 1 月 18 日（月）	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領案について 等

・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議幹事会

第 1 回 平成 27 年 6 月 16 日（火）	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領案について 等
第 2 回 平成 27 年 8 月 7 日（金）	
第 3 回 平成 28 年 1 月 13 日（水）	

2 市職員等による障害者差別に関する相談事例について

(1) 趣旨

障害者差別解消法が施行されて半年が経過いたしましたので、各局室区から毎月報告していただいた障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくものです。

(2) 集計件数

件 数	(内訳)	財政局	環境局	健 康 福祉局	子ども 青少年局	区役所	教 育 委員会	交通局
76 件		1 件	1 件	1 件	1 件	6 件	1 件	65 件

(3) 相談事例の一例

① 子ども青少年局

- ・子どもに多動の傾向があるが、トワイライトスクールの運営指導者から「ちょっと集団には向いていないね」ということを、かなり強めの口調で言われた。

② 区役所

- ・通知文書を点字、音声化するよう依頼し、点字は今後対応するとのことだが、すべての視覚障害者が点字を読めるわけではないので、音声媒体による対応も必要ではないか。
- ・選挙公報の音声版を送付してもらいたいと前回の選挙時に要望したが、今回の選挙では送ってもらえなかった。今後は要望しなくても送って欲しい。

③ 交通局

- ・福祉特別乗車券を使用した際に、運転士が他の方には挨拶するのに、自分には無視する等の差別的言動をした。
- ・障害のある子どもがバスに一人で乗車する際に、特定の運転士から、扉を開けてもらえなかったり、降りるよう言われたりと、乗車拒否をされている。
- ・車いすを利用して地下鉄に乗車した際に、降車予定の駅に連絡が入っていなかったため、介助者がおらず降りることができなかった。

3 各職場における合理的配慮の好事例について

(1) 趣旨

平成 27 年度に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（職員対応要領）」を策定するにあたり、各部署から障害のある方への配慮に対する取り組みの好事例を照会させていただきました。

法律が施行され半年近くが経過したことを契機に、各局室区に対して再度好事例の照会をし、報告を取りまとめましたので、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する更なる取り組みに活かしていただくものです。

(2) 報告件数

	前回報告のあった 事例数	今回追加された 事例数
接遇における配慮	11	8
各種手続き・申請における配慮	6	1
市民あての通知における配慮	2	0
案内・説明における配慮	2	4
パンフレット、各種計画冊子等における配慮	6	2
広報文書における配慮	4	1
ウェブサイトにおける配慮	10	0
各種イベント・講座における配慮	9	9
教育現場における配慮（教育委員会）	9	0
防災における配慮	7	3
ハード面を補う部分における配慮	2	5
議会・会議等の傍聴における配慮	5	0
選挙における配慮（選挙管理委員会・区役所）	7	5
配慮に向けた啓発	3	10
その他	7	14

(3) 報告のあった取り組みの一例

接遇における配慮	・お客様の状況に合わせて、話す内容や速さ等、相手に伝わりやすいように考えて対応（知的障害）	区役所
各種手続き・申請における配慮	・障害に配慮したナースコールを配備（全般）	病院局
案内・説明における配慮	・耳の不自由な方や歩行の不自由な方を窓口に呼ぶ時は、直接フロアに出向き対応（聴覚障害・肢体不自由）	多くで実施
パンフレット、各種計画冊子等における配慮	・拡大文字版の作成（視覚障害）	教育委員会
広報文書における配慮	・自主制作映像の字幕版の作成（聴覚障害）	多くで実施
各種イベント・講座における配慮	・イベント案内に多目的トイレの場所を記載（肢体不自由）	交通局
防災における配慮	・避難所運営マニュアルにおける災害時要援護者への配慮事項及び対応方法の掲載及び避難所運営訓練等における実践（全般）	防災危機管理局
ハード面を補う部分における配慮	・施設利用者への杖の貸出（全般）	観光文化交流局
選挙における配慮	・選挙種別が判読できるように投票箱の投入口に点字シールを貼り付け（視覚障害）	区役所
配慮に向けた啓発	・トワイライトスクール等の運営者に対して知的障害、発達障害に関する研修を実施（知的障害・発達障害）	子ども青少年局
その他	・家庭ごみ用指定袋の外装袋にパンチ穴をあけて、各指定袋の種類を区別化（視覚障害）	環境局

4 今後の取り組み予定について

(1) ハンドブックの作成・配付

趣 旨	平成28年4月1日施行の障害者差別解消法や同法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」（以下「職員対応要領」という。）を簡潔に理解できるよう概要として作成・配付し、市職員が、具体的な場面で参考にするなど、障害のある方に対し、不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を適切に行えるようにするもの。
配付時期	平成29年1月ごろ
対 象 者	常勤の特別職職員及び一般職職員（臨時的任用職員除く）

(2) 職員研修の実施

趣 旨	職員対応要領に沿って、市職員が障害のある方に対し、不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を適切に行えるようにするため、障害や障害者に対する理解を深め実践的な研修を行うもの。
実施時期	平成29年1月ごろ
対 象 者	各局区室の市民対応窓口職員や人事担当職員をはじめとする希望する職員

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的として、名古屋市障害者差別解消庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること
- (2) 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること
- (3) その他障害者差別解消の推進に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に会長を置き、健康福祉局主管副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第5条 推進会議の所掌事項について具体的な取り組みを協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進）をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 9月 1日から施行する。

別表 1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
市民経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
病院局長
消防長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表 2

会計室出納課長
防災危機管理局総務課長
市長室秘書課長
総務局総務課長
財政局財政部財政課長
市民経済局総務課長
市民経済局人権施策推進室主幹（人権企画）
観光文化交流局総務課長
環境局職員課長
健康福祉局職員課長
子ども青少年局総務課長
住宅都市局総務課長
緑政土木局総務課長
上下水道局総務課長
交通局総務部人事課長
病院局管理部総務課長
消防局総務部職員課長
選挙管理委員会事務局次長
監査事務局監査第一課長
人事委員会事務局審査課長
教育委員会事務局総務部総務課長
教育委員会事務局学校教育部教職員課長
市会事務局総務課長
中村区総務課長
中区総務課長